

第1章 計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間等、計画が対象とする青少年の範囲、計画の構成を示しています。

1 計画策定の趣旨

栃木県の次代を担う青少年が、夢と希望を持って心豊かでたくましく成長することは、県民すべての願いです。

このため、県では、これまで「とちぎ青少年プラン（第1期～第3期）」を策定し、青少年の健全育成施策の推進を図ってきました。

しかしながら、今日の日本は、過去に例を見ないほどの少子高齢化や、高度情報化、グローバル化が進展し、家庭や学校、地域など青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、非行の低年齢化やいじめなどに見られる規範意識の低下、ニートやひきこもりの増加など、問題は多様化し、複雑かつ深刻化しています。

さらには、就労の不安定化や子どもの貧困問題など、青少年を取り巻く様々な環境への対応も求められています。

こうした状況から、引き続き、青少年の健全育成を効果的、総合的に推進するため、栃木県青少年健全育成条例の基本理念や、子どもたちを育成していくための大人の行動指針として制定した「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえ、前プラン同様、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、「とちぎ青少年プラン」を策定します。

【栃木県青少年健全育成条例 基本理念】

青少年の健全な育成については、

- ① 次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。
- ② 社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。
- ③ 青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

2 計画の性格及び役割

(1) 本県の青少年の健全な育成を総合的かつ効果的に推進するための「栃木県青少年健全育成条例」（以下、「健全育成条例」という。）第10条に基づく「基本計画」とし、基本目標やこれを実現するための推進施策などを示します。

(2) 「子ども・若者育成支援推進法」第8条に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」の基本理念などを踏まえたものとし、なお、本プランと「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を併せて、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。

(3) 子育てにかかわる大人の基本理念・行動指針として平成22年2月に制定した「とちぎの子ども

も育成憲章」を踏まえた計画とし、県はもとより、市町をはじめ、家庭、学校、職場、地域などが相互に連携・協力を図りながら、県民総ぐるみで青少年の健全育成を推進していくための指針となるものです。

- (4) 県政の基本指針である栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」との整合性を図りながら、青少年の健全育成の基本的方向を示すものです。
- (5) 子育て環境づくり、学校教育や若者の就労支援については、それぞれ「とちぎ子ども・子育て支援プラン（計画期間：平成27～31年度）」、「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎー（計画期間：平成28～32年度）」、「とちぎ産業成長戦略（計画期間：平成28～32年度）」でその具体的な施策を明らかにしています。
- (6) 本プランが青少年育成団体などの活動の参考となり、また、県民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、青少年育成活動が地域社会全体の取組となることを期待するものです。

3 計画の期間等

本プランの期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

今後の社会情勢などの変化に対応した適切なプランの推進を図るため、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

なお、プランに基づく県施策の具体的な実施計画については、毎年度当初に示していきます。

4 計画が対象とする青少年の範囲

青少年の定義は、時代や文化、各種法令や学術的見解によってそれぞれ異なっています。

本プランでは、概ね30歳までの青少年に焦点を当てるとともに、円滑な社会生活を営む上で困難を抱える30歳代も対象とします。

5 計画の構成

本プランは、5章で構成されており、各章の構成は次のとおりです。

- (1) 第1章では、プランの概要として、プラン策定の趣旨、プランの性格及び役割、プランの期間等、プランが対象とする青少年の範囲、プランの構成を示しています。
- (2) 第2章では、青少年を取り巻く状況として、青少年育成の観点から特に影響が大きいと考えられる社会環境の変化について示すとともに、統計資料などから青少年の現状を示しています。
- (3) 第3章では、青少年健全育成の基本的考え方として、健全育成条例、子ども・若者育成支援推進大綱やとちぎの子ども育成憲章の理念、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後の取組とプランの施策体系を示しています。
- (4) 第4章では、青少年育成施策の推進として、県が行う青少年育成施策の基本目標、施策の方向を示し、併せて、プランに基づく県施策の体系と主な取組を示しています。
また、プランを推進していくための体制の充実や県民総ぐるみ運動の今後の展開について示しています。
- (5) 第5章では、計画の推進として、総合的な県の推進体制について示し、市町や県の推進体制の充実と併せて、県民会議、市町村民会議等の関係団体、さらには、他の都道府県や国との連携強化による本プランの推進を示すとともに、青少年の健全育成に向けた普及啓発活動の展開について示しています。